

別紙7 昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部改正について」

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
19の4－1 (4) ハ <u>傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定したもの</u>	19の4－1 (4) ハ <u>傷病について厚生大臣が療養の必要があると認定したもの</u>
19の4－2 (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による <u>厚生労働大臣の認定を受けている者</u>	19の4－2 (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による <u>厚生大臣の認定を受けている者</u>